

建築基準法第12条第1項、第3項の規定に基づく定期報告制度において、調査、検査の合理化や新技術の活用を可能とするため、調査・検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表等が見直され、令和7年7月1日から施行されます。

- 詳しくは、下記の国土交通省HP「建築基準法に基づく定期報告制度について/4. 調査・検査項目告示」をご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000039.html

なお、本改正のうち、次の内容については、特定建築物定期調査にて実施、報告いただきますようお願いいたします。

（所在地が下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市及び周南市にあるものについては、各市の建築行政主管課へお問い合わせ下さい。）

■ 特定建築物定期調査と建築設備等定期検査との重複について

【山口県の場合】

- 「換気設備」、「排煙設備」、「可動式防煙壁」、「非常用の照明装置」の作動の状況
- 「換気設備」、「非常用の照明装置」の物品の放置の状況

の確認は、引き続き、特定建築物定期調査で実施してください。

【国の改正】

特定建築物定期調査	建築設備等定期検査
設置	
作動 (作動するかどうか)	作動
物品の放置	物品の放置

令和7年1月29日 国土交通省住宅局
【参考資料】「定期報告告示の見直しについて」(P1) より

特定建築物定期調査	建築設備等定期検査
設置	
作動 (作動するかどうか)	作動
物品の放置	物品の放置

■ 特定建築物定期調査と防火設備定期検査との重複について

【山口県の場合】

- 「各階の主要な常閉防火扉」(※) について、運動エネルギー等、本体と枠の劣化及び損傷の状況、作動の状況、物品の放置の状況、固定の状況

の確認は、引き続き、特定建築物定期調査で実施してください。

【国の改正】

特定建築物定期調査 (常閉防火扉)	防火設備定期検査	
	(常閉防火扉)	(随閉防火扉)
設置		
運動エネルギー等	運動エネルギー等	運動エネルギー等
劣化及び損傷	劣化及び損傷	劣化及び損傷
作動	作動	作動
	運動機構	運動機構
物品の放置	物品の放置	物品の放置
固定の状況	固定の状況	

令和7年1月29日 国土交通省住宅局
【参考資料】「定期報告告示の見直しについて」(P3) より

特定建築物定期調査 (常閉防火扉)	防火設備定期検査	
	(常閉防火扉)	(随閉防火扉)
設置		
運動エネルギー等	運動エネルギー等	運動エネルギー等
劣化及び損傷	劣化及び損傷	劣化及び損傷
作動	作動	作動
		運動機構
物品の放置	物品の放置	物品の放置
固定の状況	固定の状況	

※原則、「①避難経路に設けられたもの」、「②吹抜きに面して設けられたもの」、「③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの」、その他安全上必要なものが調査対象となります。

※「②吹抜きに面して設けられたもの」の竪穴区画のうち、昇降路に設ける防火扉は、従前通り昇降機定期検査の対象です。

- 報告時期や様式等は下記HPをご確認ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/134/24163.html>

山口県土木建築部建築指導課 指導班
TEL:083-933-3835